

平成22年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆19番（小川利枝子君） 皆様おはようございます。通告に従いまして一般質問いたします。

少子化のうねりは加速度を増し、社会のあらゆる企業や団体において後継者不足が叫ばれております。先月、文部科学省が発表した学校基本調査によりますと、今年度の小学校の児童数は過去最低で、昭和57年以降29年連続で減少し続けており、歯どめがかかる兆候もないとのことでございます。閉塞感が漂う昨今の社会状況にあって、後継者をはぐくむことは未来をつくる生業にほかならず、子どもの笑顔が輝く社会へ、今後、行政と地域が一体となった取り組みが欠かせません。

さて、急速に進展する少子高齢化の中で、将来を見据えたまちづくりを目指す本市にあって、荒木市長は、就学前9,000人の子どもたちの支援を打ち出し、今日まで本市のすべての子どもたちへの育成に全力で取り組んでこられました。私は、皆が将来の大人材であるとの確信と尊敬の念を持って、習志野の未来の宝である子どもたちの問題と真正面から向き合い、かわり続けていこうとの市長の御決意であると受けとめ、敬意を表するものでございます。

そこで、今回は子育て支援と人事の2点について質問いたします。

最初に、これまでの7年間、私は発達障害に係る施策展開を中心に、子育て支援策の進捗状況を確認し、充実を訴え、要望してまいりました。そして、それなりの進展は見られたものの、常に行き着く課題は人であり、行政の今後の方向性は、専門性の向上、人材の育成、専門職の活用などといった言葉に集約されておりました。それは、子どもを含む人をはぐくむことができるのは人であり、教育も福祉も、そして家庭や社会生活においても、最も重要な要素であると考えからでございます。

そのように考えますと、子育て支援と人事は決して別々の課題ではございません。子育て支援のためには、いわゆるマンパワーとか施策展開のソフト面と称される人、それは職員と置きかえることもできますが、その人の充足が不可欠でございます。

事実、子育てに悩みを抱える保護者からは、次のような意見をしばしば伺います。現況、福祉や教育現場では、行政や教育委員会が把握し、考えている以上に、いまだ先の見えない不安や苦勞、困難な状況が続いております。その一番の問題点として考えられることは、幼稚園や学校現場では、担任や子どもに携わる先生方が非常に熱心に勉強をされ、研修も重ね、知識や学問上は大変よく理解を示すようになってきている。このことについては親は評価し認めております。しかし、実際の子どものかわりにつながらない。すなわち、学んだことが現場に生かされていないということ。子どもたちはちょっとしたきっかけやかかわりで、できることも見過ごされることで伸び悩んでいるといった不安は、高学年になればなるほど募り、中学生になるとますます途切れてしまう、そのような声はいまだ途切れません。

また、そのような不安は通常学級だけではなく、本来、個別の支援教育を受けるための特別支援学級においても事実あるのだという現状を真摯に受けとめる必要があると強く指摘させていただきます。

保護者は、決して教育現場が子どもたちとかかわろうとしない、支援をしないと訴えているのではございません。先生方が努力をしている姿にも接しておりますし、「最近、声をかけてくださる先生方もふえてほっとします」との声が聞かれるようになり、着実に意識の変化が図られてきていると

感じます。

しかし、子どもは日々成長しております。私はこの7年間、福祉や教育委員会の言葉を信頼し、我が子への支援を待ち続けてきたたくさんの保護者が抱える問題を目の当たりにしてまいりました。多くの保護者は、「一生懸命な担任の姿を前に我慢するしかない」とその苦しい胸の内を明かしながら、悶々とする日々がこの先いつまで続くのかと、親の気持ちは休まりません。親の求める支援とは理論でも理屈でもなく、実感が伴わなければ支援とは言えないのではないのでしょうか。そのように考えますと、今の一番の問題は、現場での専門性の欠如であり、今、早急に考えていかななくてはならないことは、福祉や教育現場に携わる指導者を指導する立場の人ではないのでしょうか。

そこで、ぜひ御答弁に際しましては、それらの保護者の声を身近な問題として感じていただくとともに、今回の2つの質問が関連しているとの認識に立っていただければと存じます。ぜひよろしくお願いいたします。

前置きが長くなりましたが、最初に子育て支援策の拡充についてお伺いいたします。

子育て支援策の拡充は、子育て日本一において必須であり、その認識に立って、市長を初め職員の皆様は邁進されていることと存じます。

その1つのあかしが習志野市次世代育成支援対策行動計画であり、本年3月には、「子育て・子育てを地域(みんな)で支えるまち習志野」を基本コンセプトに後期版が策定されました。この後期行動計画は、平成16年に策定され、平成17年度から5年間にわたり実施された前期行動計画を検証し、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化などに迅速に対応するためのものであり、重要な施策はダイジェスト版として広く配布され、多くの方々の目にとまるものとなっております。

それだけに、キャリア教育の推進やこども園の整備などの中にあつて、本市の独自施策であります個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実は、子ども一人一人、保護者一人一人を想定したきめ細やかな支援を目指そうとする姿勢を示し、幼児言語療法施設ひまわり学園を再編整備し、子どもの成長・発達に関する総合的な施設及び環境をつくらうとする(仮称)発達相談センターの構想、個別の支援計画の作成、発達支援サポートネットワークの充実など、具体的な目標を定めることで、発達に何らかの課題を持つお子さんだけでなく、その保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々の要望にこたえようとしております。

特に、個別の支援計画策定事業は、試行の実施から3年目を迎えており、保護者や関係者などへの理解を促すだけでなく、それらの方々からの評価を受け、検証に基づく修正を加える時期に至っていることと存じます。事実、保護者からは、本市の個別の支援計画は個別の指導計画を包括するものであるとの位置づけがなされ、その作成の原点は、あくまでも早期発見だけではなく早期療育も含まれ、子どもの成長に合わせた支援を積み重ねる中で、子どもの就労・自立の生活へと、将来につなげる支援を構築するものであるとの習志野市の力強い言葉や意欲に対し、高い評価と期待をいたしております。

反面、保護者からは、現在までの取り組み状況に対し、早期療育をどう考えているのか、子どもの将来にどのようにつなげようとしているのか、市のビジョンが全く見えず、これでは支援計画書ではなく単なる情報の引継書にすぎなくなってしまうのではないかと、懸念する声が大きくなつて聞こえてまいります。

そして、就学前の保護者の最も多い意見といたしましては、現場の先生に正しい受けとめ、見き

わめができるのかどうか、この時点で障害を決めつけられる、あるいはレッテルを張られてしまうとの不安など、マイナスイメージがつきまとい、手を挙げたくとも挙げられないとの声。また、昨年の試行、今年度の本格実施で手を挙げ、計画書を作成した保護者からは、入学後、学校からは何の話もなく、計画書がどのように扱われているのかもわからないとの声も伝わってきております。学校での個別の指導計画書につきましては、今まで在校生の保護者から、「不透明で市として一貫性がない、そのため親も悩むが、学校側も悩んでいるようだ」などとの意見が強く上がってまいりました。

まだまだ過渡期であることは十分認識しております。しかし、ただいまも、またこれまでも、再三御指摘し、強調させていただいておりますとおり、子どもたちにとっては今が重要なのでございます。できることからやる、そうしなければ貴重な成長の機会を逸してしまう、そのような危機感を抱いての取り組み姿勢こそが、保護者や関係者などの共感に資するのではないのでしょうか。

そこで、習志野市次世代育成支援対策行動計画につきましては、1点目として、本年度における個別の支援計画の進捗状況について、これまでも課題となっておりましたこども部及び教育委員会との連携状況、保護者や福祉及び教育現場の反応を踏まえ、御答弁願います。

次に、先ほども触れました(仮称)発達相談センターの構想についてでございます。

既に建設法人も決まり、平成24年度開設に向けて歩みを進めていることは、私ども議員を含め多くの市民が周知することとなっております。

私は、決してハード面、いわゆる箱物施策を進めてきたわけではございません。しかし、本市の施設白書が論議的的となっている今日、たとえ民設公営とはいっても新たな施設をつくることは、財政面からいっても、ある意味、勇気ある決断であるかと存じます。建設するとなった以上、その歩みをとめることは望みません。むしろ、その一步一步を確実なものとし、すべての市民からたとえ一言でも「よかった」との言葉がもらえるよう、中身の充実を訴えてまいりました。

今日、その歩みはどこまで達したのでしょうか。これまで発達支援システム等検討協議会を子どもの発達に悩みを持つ保護者とともに傍聴してまいりましたが、正直なところ議論が拡散している感が否めず、あと1年半となった今日、同席した保護者からは、「子どもの成長は一生続くものであり、その一生をどう見通すかが障害児を育てる上で大きなかぎとなる。もちろん、その子に合った子育てをしていくのは親の役目であることは十分承知しているが、ただわかっていただきたいのは、障害児の親は毎日毎日、とてつもない不安を抱えて生活しているということ。いま一度、この親たちの目線に立って、習志野市は将来に向けてこうしたいのだという目標を就労・自立に向けて明確に示してほしいと改めて感じ、これからの推移を見守りつつ、期待と同時に不安を抱えています」との率直な意見を述べられておりました。

そこで、現在の進捗状況を検討協議会の提言や本市の見解を踏まえ御答弁願います。

次に、教育委員会に御質問させていただきます。

保護者にとっては子育ての悩みは不断でございます。乳幼児期、就学期、小学期、子どもが社会的に自立するまで続くと言っても過言ではございません。中でも学齢期は、学習指導要領に沿って達成すべき課題が定められていることもあり、保護者の目は、ほかの子との比較といった相対的な視点だけではなく、できる、できないとの絶対的な視点も強まり、より複雑なものとなっております。したがって、保護者や担任など本人を含む関係者への支援体制は重要であり、特に

発達に障害を持つお子さんの場合は、よりその重要度は高いものとなります。

これまでの定例会で、本市の教育委員会は多様化かつ複雑化する子育て問題に対処すべく、平成23年度の実施に向けて総合教育センターの機能の見直し、特に、現在分散している相談機能を同センターに一元化することを打ち出し、7月をめぐりに方針を定めると説明してまいりました。このことは、先ほどの(仮称)発達相談センターの創設と1年しか変わらないこともあり、保護者や関係者にとりましては、福祉の相談拠点、秋津の(仮称)発達相談センター、教育の相談拠点、東習志野の総合教育センターと二元整備されることから、期待を込めて見守っている状況がございます。

そこで、(仮称)発達相談センター同様、教育委員会における相談機能の見直し状況につきまして、これまでのセンター活用検討委員会の協議結果を踏まえ、今後のスケジュールと(仮称)発達相談センターとの整合性を交えて御答弁願います。

また同様に、保護者の関心事項である特別支援学校の分校及び分教室誘致の進捗状況についてお伺いいたします。

今日、教育相談機能の充実を図る際、特別支援学校の機能、あわせてコーディネーターの役割を抜きにしては語れません。このことは本市の教育委員会も承知していることであり、教育機関の充実に加え、特別支援学校の分校誘致の理由の一つでございます。就学指導委員会で特別支援学校就学適との方針が出されても地元には学校がない。また、特別支援教育を研究している教育機関が地元にはない。そして、最近最も大きな声が、「もっと勉強したい、あるいは今日まで積み上げてきたものをさらに拡大してあげたい、こうした理由から高校進学を希望する発達障害のある子どもたちがはじき出され、行き場がない」などと、このような声が届き、特別支援学校高等部の設置要望がございます。

確かに、特別支援学校の小学部、中学部は義務教育であり、高等部は義務教育ではございません。しかし、本年度より高校の授業料無償化が実施されるなど、実質高等学校への進学が当たり前となっている今日、高等部も含めた誘致の要望は保護者として当然のことと考えます。

そこで、本市教育委員会の特別支援学校の分教室及び分校設置に関する見解を、これまでの千葉県教育委員会に対する交渉経過と今後の方針を踏まえ御答弁願います。

続きまして、第2の項目である人事についてお伺いいたします。

人事管理と組織は、本市に限らず、すべての自治体が常に見直しを求められている課題でございます。本市も行財政改革の一環として定員適正化計画を打ち出すなど、その取り組みは、職種別職員の定員管理の推進のもと、人員削減という目に見えた実績としてあらわれております。しかし、上位機関からの権限移譲や新たな制度の創設などにより、自治体の事務は軽減しておりません。

そのような中、多くの自治体では、専門職の多くが本来の専門業務以外に、いわゆる事務に従事しているのが実情でございます。私は、専門職が事務に携わることを決して否定するものではありません。しかし、ただ単に事務をこなす職員がいないからといったような安易な処遇は、専門職の専門性を侮蔑する行為であり、決して許されるものではなく、専門職がみずからのキャリアデザインを持つことのできるような確固たる方針のもとに行われるべきであると考えます。

そこで、本市における専門職の採用や処遇について、本市が描く専門職のキャリアデザインを踏

まえ、現況と今後の方針を御答弁願います。

また、本市の特徴の一つとして、正規職員として保健師を初めとする医療専門職の採用が挙げられます。今日、子育ての分野から介護の分野までと医療専門職の役割は重要であり、需要・供給のバランスから見れば大変貴重な人材であると言えます。表現は適切ではないかもしれませんが、その方々の技術や能力を活用することは、本市の保健福祉を初めとする多様化かつ複雑化する市民サービスにおいて、今後大きく役立つものと考えます。

そこで、本市の医療専門職の配置状況と配置先での業務などを御説明いただき、その処遇や今後の方針について、特に組織の見直しの考えがあるのかを含めて御答弁願います。

以上、長くなりましたが、私の1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願い申し上げます。

◎市長(荒木勇君) 皆さん、おはようございます。きょうも一般質問、よろしくお願い申し上げます。

早速でありますけども、小川議員からの御質問にお答えいたします。教育問題につきましては、後ほど教育長より答弁いたします。

最初に、次世代育成について、発達相談センターの整備等々あります。次世代育成支援対策行動計画につきましてはの御質問を一括してお答えしたいと思います。

初めに、本年度における個別支援計画事業の進捗状況であります。試行実施から3年目となるこの事業につきましては、所管の保健福祉部が中心となり、改善・充実に努めております。

1点目は、本年6月末に個別支援計画の作成及び運用に関する実施要綱を策定したことであります。これにより、個別支援計画に関する理念等を明確にし、子どもの成長・発達を支援する重要な施策として本事業を位置づけたところでございます。

2点目は、計画作成の開始時期を昨年度よりも3カ月ほど早めまして、7月初頭から保護者の皆様への周知を開始したところでございます。これは、保護者の御理解や関係機関との連携など、計画作成に十分な時間が確保できるよう配慮したものであります。

今年度の個別支援計画の作成状況につきましては、8月末時点で合計30件の新規作成が見込まれており、施設別に申し上げますと、保育所9件、幼稚園2件、こども園2件、障害児通園施設が17件となっております。この件数につきましては、計画作成の開始から約1カ月半の間であることを考慮いたしますと、個別支援計画が少しずつ保護者の皆様に浸透し始め、また、子育て現場の職員が支援計画の必要性を理解し、熱意を持って取り組んでいる結果であると考えております。昨年が全部で43件でありましたので、それとは別に新規で30件、1カ月半の間に計画書ができたということでございます。

今後も、個別支援計画が支援を必要とする子どもたちに十分に行き届くように、関係部署が十分な連携を図りながら、保健福祉部、こども部が中心となって、さらなる知識・能力の向上を目指した研修を実施するなど、子育ての現場である幼稚園、保育所等の職員に対するサポートにも力を注いでまいります。

次に、(仮称)発達相談センターの整備に係る進捗状況であります。7月に開催された有識者による発達支援システム等検討協議会において、同センターのコンセプトを再度整理し、確認すると同時に、相談、指導、検査という主たる機能ごとに推計した開設後の利用者数見込みについて意見を伺いました。各委員からは、センターの新規開設に伴い急激な相談件数の増加が予想され

ること、相談対象を高校生まで拡大すること、センターでの直接指導だけではなくて、子どもの状況によっては保育所、幼稚園等の現場においても適切な支援が行われることが大切である、などの意見をいただきました。次回の会議に向け、近隣他市の状況等も検証しながら、利用者数見込みについて再度精査し、その他の御意見については実効性を十分に検討しながら、今後、同センターに必要な職種や配置人員等の協議を進めてまいります。

また、この発達相談センターは、本市の発達支援施策の中核となり、専門性を備えた施設として計画しておりますことから、現在、教育委員会において相談機能の一元化が検討されている総合教育センターなど、さまざまな支援機関と互いに機能面で補完し合い、組織的に連携することが、次世代育成支援対策行動計画の推進に欠かせないものであると認識しております。

次に、専門職の採用や処遇について、専門職のキャリアデザインについて等々の御質問がありました。

市職員の採用につきましては、従前より、事務職のほかに専門職である土木技術、建築技術、保育士・幼稚園教諭、保健師、看護師など職種ごとに採用試験を実施してきております。これまでの専門職の配置状況につきましては、原則、土木技術・建築技術関係の職員は主に都市整備部に、医療・福祉関係の技術職員は主に保健福祉部及びこども部に配置しております。また、専門職員の配置につきましては、自己申告を考慮しつつ、その専門分野が最大限に生かせる方針で配置しております。今年度4月1日現在の専門職は、保健師、看護師、栄養士等の医療・福祉系技術職が103名、保育士・幼稚園教諭が243名、その他技術職が105名であり、専門職の合計は451名で、全職員数の約3割となっております。

このような中、本市では行財政構造の改革に努め、結果として職員数を削減してきたこと、また、御指摘にあったとおり、法令や制度改正による業務量の増加などの理由によりまして、本来専門職として専門分野の業務に従事すべき職員が一般事務にも従事しております。一方、現状の市民ニーズ、相談・要望が多岐にわたっていることを考えますと、市民が安心して相談できる体制づくり、すなわち専門職の適正配置が今後の検討課題であると、このように御指摘のとおり認識しております。

御質問のキャリアデザインとは、専門力の向上、使命感の実現などを図ることを目的として、自分で自分のキャリア、すなわち仕事を形成するということであり、職員、特に専門職の職員がキャリアデザインを描けるようになることは、仕事に対するモチベーションを高めることになると考えております。このためには、専門職の専門性を理解し、職場でその知識・経験を活用していくことが重要であり、専門職員がみずからのキャリアデザインを描き、その能力・意欲を最大限生かすことのできる採用・人事配置を行い、専門職員もそうでない職員も、一人一人が生き生きとやりがいを持って働けるような職場づくりを行っていきたくと考えております。

いずれにいたしましても、小川議員のおっしゃる、市民の話の一を聞いて十がわかる職員、相談者の心に寄り添うことができる職員に一步でも二歩でも近づけるよう、より一層専門職員の適正配置と人材育成に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、人事管理と組織についての御質問でございます。

職種別に見ますと、保健師40名、栄養士28名、看護師11名、理学療法士と作業療法士合わせて4名、歯科衛生士3名、言語聴覚士等4名となっております。

次に、このうち最も多い保健師は、保健福祉部を中心に配置しておりますが、配属先を申し上げますと、保健業務や介護予防を含む介護保険業務等の担当として健康支援課及びヘルスステーションに、また、精神保健福祉士の資格を取得させた保健師を障害福祉課に配置しております。保健福祉部以外では、総務部人事課、市民経済部国保年金課、教育委員会学校教育部学校教育課に各1名ずつ配置しております。

市の取り組むべき健康課題は、平成12年からの介護保険法の施行や18年の児童福祉法の改正、障害者自立支援法の創設、さらに20年の特定健診・保健指導の導入などに伴い複雑化・多様化し、それらに比例して業務量も増加しております。保健福祉部では、平成12年度の介護保険制度導入に合わせて、5カ所のヘルスステーションに保健師を初めとした医療専門職やケースワーカー等を配置し、さらには、平成18年の介護保険法の改正で地域包括支援センターを併設して、各地域における保健・介護・福祉が一体となった支援を展開してまいりました。このことは、市民にとって身近なところで一連のきめ細かな相談対応ができるという点で大きな効果があったと考えます。

しかし、年々高齢化が進む中で、現場では介護や福祉活動に係る業務がますます増加し、また保健活動においても、妊娠期から子育て期、思春期等にかかわる母子保健や生活習慣病予防対策の強化が求められております。このような状況の中で、介護予防事業の外部委託化などとともに、平成21年4月より順次、地域包括支援センターを民間委託化し、ヘルスステーションの担う業務の軽減とスリム化をした結果、ヘルスにおいては、地域における保健活動の体制強化や、委託化した地域包括支援センターにおいては専任体制による相談業務の充実が図られました。

次に、保健福祉部における医療専門職員に対する今後の方針でございますが、医療専門職員の活躍の場が拡大したことから、市民の健康で安心な暮らしの向上のため、さまざまな部署でより一層頑張ってもらいたいと考えております。そのためには、医療専門職員の知識と技術を十分に生かし、効果的に発揮できる組織体制が必要であります。

そこで、現在、保健福祉部では、高齢者対策の充実・強化と並行して、現在のヘルスステーションにおける市民に親しまれている利点を生かしながら、保健活動の体制を強化するため機構改革の検討を進めております。具体的には、ヘルスステーションで担当しております高齢者の福祉事務所機能、在宅福祉サービス、介護予防事業などは高齢社会対策課へ集約をいたします。介護保険に関する申請・調査や介護認定及び審査に関すること等は介護保険課へ集約いたします。また、妊娠期から高齢期に至る保健事業に関することは、現場のヘルスステーションの事業も含め健康支援課へ集約をいたします。これらの業務集約により、医療専門職やその他の職員についても効率的な人員配置が可能となり、業務をさらに効果的に実施できる組織体制を構築できるものと考えております。

教育問題については、教育長より答弁させます。

ごめんなさい。また訂正のようです。個別支援計画の進捗状況についてのところで、こども園24件と答弁しましたが、こども園2件の誤りであります。訂正させていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員の一般質問、子育て支援策の拡充についての(2)になります。教育における相談及び支援体制の充実についての中の総合教育センターへの一元化を打ち出した教育委員会における相談機能の見直し状況についてという御質問にお答えをさせ

ていただきます。

教育委員会内の相談機能の一元化の平成23年度実施に向け、センター活用検討委員会において、本年4月から7月までの会議や中間報告会での協議を重ねる中で、教育に関するあらゆる相談に対応できる体制づくりについて検討をいたしました。そして、総合教育センター、指導課の特別支援教育、青少年センターの相談機能の一元化について、具体的方策を協議・検討する中で、青少年センターの持つ相談機能の一元化につきましては、所管する他の団体との調整や、現在抱えている市民や相談者の皆様への周知など課題があることから、十分に時間をかけて検討していかなければならないという結論になりました。

そこで、23年度に総合教育センターの相談機能と指導課の特別支援教育の相談機能を一元化し、相談機能の充実に取り組んでいく予定であります。また、今後一元化に向けての事務手続を行ってまいりたいと考えております。

次に、(仮称)発達相談センターとの連携につきましては、発達にさまざまな障害を持つお子さんに関する相談について、情報を共有しながら適切な対応に努めてまいります。さらに、学校や関係諸機関との連携を深め、児童・生徒や保護者への適切な対応を目指しております。今後、相談体制の充実に向けて検討・協議を深めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援学校の分校設置に関する見解を伺うという御質問にお答えをさせていただきます。

現在、小中学校で特別支援学校への就学が適切であると認められた児童・生徒は、障害に応じた教育課程や整備された校内体制のある千葉県立八千代特別支援学校並びに千葉県立船橋特別支援学校などの市外の学校に通学しております。小中学校の児童・生徒が一層通いやすいことを考えますと、教育委員会といたしましては、義務教育の視点から習志野市内に小学部、中学部の特別支援学校分教室を設置したく、平成19年度より千葉県に対して強く開設の要望をいたしました。しかしながら、平成21年度に千葉県総合計画の回答として、県から、今後の児童・生徒の動向などさまざまな観点から、県全体的な視野に立って検討を進めていくとの回答がありました。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、今後も引き続き、小学部、中学部の分教室の設置を強く要望してまいります。

また、近年、知的特別支援学級や通級指導を受けている児童・生徒数が増えるとともに、障害の種類などが多様化する事実があります。このようなことに対し適切な就学指導をするためにも、今後は、小学部、中学部の特別支援学校分教室開設要望にあわせて、県の設置・運営事業に従い、今後、高等部の分教室の開設も要望してまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆19番(小川利枝子君) はい。ただいまは市長、教育長、御答弁、大変ありがとうございました。それでは、通告順に従いまして再質問に移らせていただきます。

初めに、個別の支援計画についてでございますが、先ほどの市長答弁にございました本年6月末に策定された個別支援計画の作成及び運用に関する実施要綱について、お伺いをさせていただきたいと存じます。

本実施要綱につきましては、タウン誌でございます「船橋よみうり」でもかなり紙面を割きまして、

本市のこの施策展開が高く評価されるなど、期待を持って受け入れられたものとお察しいたします。

そこで、本実施要綱の内容と今後の周知方法等について、御答弁よろしく願いいたします。

◎保健福祉部次長(松本栄君) はい。お答えいたします。習志野市就学前の児童における個別支援計画の実施要綱は、発達上の課題を有する就学前児童が早期に支援が受けられるよう、個別支援計画の理念と推進体制を明らかにし、今後の施策展開を充実・強化するために制定したものでございます。

発達支援とは、本来、障害の有無にかかわらずすべての子どもに供与されるべきであり、できるだけ早い時期から積極的に取り組むことが重要でございます。就学前児童の個別支援計画の作成につきましては、法的な義務づけはございませんが、子どもの発達状況に応じた早期発達支援を図るとともに、これらの支援内容を継続していく取り組みが今後ますます求められていくものと思われれます。このことから、本市といたしましては、この実施要綱によって就学前の時期の個別支援計画の作成体制を推進するとともに、小学校等に引き継ぐ仕組みを明らかにしたところでございます。

就学期の個別指導計画の作成につきましては、教育委員会がその推進を担っており、各学校において作成されますが、発達相談センターの開設に伴い、各学校の要請や保護者の要望等を受け、センターの専門機能を生かした情報提供や、計画作成における助言・指導など、個別支援計画の作成を支援してまいりたいというふうに考えております。

関係機関への周知でございますが、こども部や障害児通園施設等の打ち合わせで、昨年度の実績報告とともに、今年度の個別支援計画の推進体制や作成方法等の説明や意見交換を行う中で、要綱につきましても周知を図っております。また、発達支援システム等検討協議会委員を講師に迎えまして、個別支援計画の作成を担う施設長を対象に、個別支援計画を推進するリーダーシップに関するテーマで研修会を開催するほか、具体的な作成方法や手順等に関する研修会を予定しております。

保健福祉部といたしましては、今後も、こども部や教育委員会との連携を密にしまして、作成施設を支援する取り組みを継続して行っていきたいというふうに考えております。

◆19番(小川利枝子君) はい。大変ありがとうございました。正直なところ、これまでは希望者全員、また将来にわたってとの説明を受けていたこともございまして、少々後退した感が否めません。しかし、保健福祉部がみずからの組織や人員などその力量を検証した結果として、実効性のある就学前となったと、このように推察いたします。

市長の御答弁にもございましたように、義務ではないことを推進していくわけですので、保護者や関係者などへのこれからの十分な説明、また、その方々からの理解と支持を得る、そういうもつとで、まずは就学前については確実に実施していただきたい、このように思っております。

先ほども私の1回目の質問におきまして触れましたが、保護者は作成に手を挙げると、厳しい表現を使わせていただきますと、今日までの流れの中で排除されてしまう、このような不安をまだまだ持っていらっしゃる方がたくさんおります。まずは支援を求めることがメリットなんだと、そういうことを親が実感できること、このような実感がないと手を挙げたくとも、幾ら支援をしようとして一生懸命していただいても結果につながらない、このようなたくさんお声が上がっております。ぜひ多くの方々が安心して手を挙げられる、このような体制に努めていただきたい、このことを強く要望しておきま

す。

そして、早期に就学期の個別の指導計画の作成への支援体制についても構築していただければ、このように思います。

また、こども部や教育委員会との連携、これもさらに重要になります。このことからぜひさまざまな周知方法を駆使していただきまして、実施に向けた連携体制もさらなる強化をいただければと存じます。

既に個別の支援計画の作成は、市長の答弁にもございましたように3年目となるわけですが、これまで漏れ聞こえる現場の声にもさまざまな声がございます。正直なところ、その幾つかは作成の趣旨が十分理解されていないのかなと、こういうことから端を発していると考えられます。しかし、市長答弁では、浸透とか、また理解、熱意など、現場の前向きな評価が述べられておりました。

そこで、さらなる安心を求める意味ででございますが、所管するこども部長から本年度の取り組み状況を顧みつつ、今後の現場の取り組みについて、御見解を御答弁、よろしく願いいたします。

◎こども部長(諏訪晴信君) はい。私どものこども部におきます個別支援計画に対する今年度の取り組みということでございます。私どもこども部におきましては、本年5月、7月の2回にわたりまして、それぞれ園長、所長、部内の幹部職員、そして障害福祉課、教育委員会指導課の職員、この方々に御参加をいただきまして、今年度の個別支援計画の取り組みにつきまして協議をさせていただいております。

特に、本年度の計画作成に向けましては、発達支援システム等検討協議会から御指摘のございました新たな項目の考え方や記入方法、あるいは細かな配慮点といったことにつきまして、障害福祉担当のほうから説明を受けるとともに、昨年度の実績等を踏まえまして意見交換を行い、課題を明確化してまいったところでございます。

主な課題を申し上げますと、1つとしては、個別支援計画作成時に、子どもの発達のとらえ方、あるいは目標設定のあり方、指導の方向性など、専門的立場からの指導が必要であるということ。そのことと同時に、職員自身も専門性を高めていかなければならない必要があるということ。2つといたしまして、保護者の理解を得るためのコミュニケーションのあり方、こういったものを身につける必要があるということ。3点目には、保護者との信頼関係をもとに、保護者がどのようなことに心を痛め、かつ何を望んでいらっしゃるのか、こういった気持ちを受けとめ、かつ寄り添い、子どもの将来を見据えた支援の必要性があるということ。4点目といたしましては、幼稚園、保育所から小学校へスムーズに引き継ぎが確実に実施されると。そして小学校の指導の中で継続性が確保される、こういったことがございました。

このように、意見交換あるいは課題把握をするということによりまして、私どもの現場の施設長は、改めて個別支援計画への取り組みに対しまして意識を醸成したものであるというふうに私は思っております。

幸いなことに、今申し上げた課題の中でも大きなものでございました専門的立場からの指導と支援を行うための臨床心理士の確保もかないまして、9月からは保護者とその子どもたちのための支援として、そして職員への指導のための巡回訪問といったことも、ようやく実施可能となったところでございます。

しかしながら、こういった課題はまだまだ累積をしている部分もございます。そういった意味で、本計画の推進に当たりまして、何よりも大切なことは、保育・教育に直接従事をしております職員一人一人、この一人一人が保護者の皆様と子どもたちときめ細かにかかわりながら進めていくといったことが重要であろうというふうに思っております。私といたしましては、こども部の全職員が同じように保護者の皆様方の気持ちに寄り添えるよう、また保護者からも、今、議員もおっしゃいましたように、こういったものに取り組んでよかったというふうにおっしゃっていただけるように、研修なども引き続き実施をしながら今後も努力をしてみたい、このように思っているところでございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。大変前向きな見解を確認することができて、まずは安心いたしました。これからの推進に当たりましては、まだまだ理想と現実の壁とか、また現場とのあつれきなどが想定されます。ぜひ所管部長として、今、本当に熱意のある見解を聞かせていただきましたが、所管部長として先導していただきながら頑張っていたきたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

次に、(仮称)発達相談センターについて2点再質問させていただきます。

先ほどの市長答弁で、発達支援システム等検討協議会からの提言が3つ御紹介されました。もししたら検討はこれからなのかもしれませんが、先ほどの個別の支援計画の作成及び運用に関する実施要綱での御答弁にもかいま見られましたように、本市は本市としての見解をお持ちではと推察しております。また、今日この時点に至っては、あれもこれもと手を伸ばすことは得策ではなく、その実効性から判断して取り組むべきと私は考えます。

恐らく、保護者や関係者などは、委員の皆様の一つ一つの、この3つではなくたくさんありました。その一つ一つの提言に希望を持ち、実現に期待を寄せております。実は私もその一人ではございます。しかし、相談業務には失敗が許されない、こういうことから考えますと、地に足の着いた、また身の丈に合った施策展開、こういうものが必要ではないかと私は思っております。

そこで、この3つの提言を中心に、検討協議会からの意見に対する現時点における本市の見解につきまして御答弁、よろしく願いいたします。

◎保健福祉部次長(松本栄君) はい。お答えいたします。先ほど市長のほうから、検討協議会のほうから3点ほどの御意見があったということで御答弁させていただきました。

この3点でございますけれども、発達相談センター計画における検討協議会からの御意見につきまして、まず1点目は、実質上は新規開設という形になりますので、利用者の急増に関する御意見がございました。これは近隣市の例をもとにして御意見としていただいたものでございます。御指摘のとおり、本市の発達相談センターが開設されますことで、これまでのひまわり学園と違いまして、一定程度の相談利用者の増加が見込まれるということは想定しております。本市の地域特性やこれまでのひまわり学園の相談状況及び発達相談を行っております母子保健サービスの利用状況等を勘案いたしまして、さらに御意見もいただきましたので、この件につきましては検証してみたいというふうに考えております。

2点目の御意見でございます対象者を高校生まで拡大してはどうかという御意見がございました。これにつきましては、本市の発達相談センターにおきましては、保護者の不安が最も大きい就学前の子どもたちの発達支援や、義務教育期の子どもたちやその保護者に対する相談支援の充実

が重要な課題であるという認識のもとで、取り組んでまいったところでございます。義務教育期の子どもたちの支援につきましては、現行のひまわり学園にはない機能でございますので、職員が知恵を絞り、また経験を積み重ねてつくり上げていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、当然、ある程度の時間を要するのではないかとこのように考えております。つきましては、まずしっかりと就学前のお子さん、また義務教育期の相談支援体制を整えることが第一歩であり、発達相談センター開設当初から対象者を高校生までに拡大するというにつきましては、現時点では非常に困難ではないかなというように考えております。

3点目につきましては、保育所や幼稚園等の支援現場における適切な支援について御意見をいただきました。発達相談センターの専門性を高めるとともに、各支援現場も同時にスキルアップをして、質的な向上を図らなければならないというふうに考えております。そこで、発達相談センターの重要な機能の一つといたしまして、就学前児童の各施設の巡回相談に力を入れ、取り組む考え方を持っております。巡回相談の実施頻度等につきましては、利用見込み数の検証とあわせまして、その実効性を十分勘案いたしまして、次回の検討協議会に再度提示をさせていただきたいというふうに考えております。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ぜひ次回の検討協議会では、たしか11月、12月あたりだと思いますが、ただいま御答弁がございました内容を示していただきまして、ひざを交えた意見交換ができますよう期待いたしております。

次に、2点目として(仮称)発達相談センターの専門性についてお伺いいたします。

専門性につきましては、これまでも職員採用、それから人材育成などの視点から確認させていただきました。冒頭に述べさせていただきましたとおり、何といても最後は人でございます。特に子育てに悩みを抱える保護者にとりましては、寄り添い、またともに歩む、導いてくださる、いわゆるよき相談者を望んでおります。その期待にこたえるためには、多様化、また複雑化する相談内容を客観的に分析して、また適切な助言ができることが求められております。

そこで、今、本市が考える同センターの専門性について、御答弁をお願いいたします。

◎保健福祉部次長(松本栄君) はい。(仮称)発達相談センターの専門性ということでの御質問でございます。現在、配置を検討している、専門性というのは、専門職の力をどのように発揮していくかということが重要なことというふうに思っておりますので、現在配置を検討しております具体的な専門職について、利用見込み数の検証を、再度先ほど検証してみますというお話をさせていただきましたけれども、それにあわせましてセンターの検査、指導、相談機能にふさわしい専門職種とその人員配置を検討して、次回の発達支援システム等検討協議会に提案させていただきまして、御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

その前提といたしまして、まず、発達や心理機能の状態及び言語障害の有無の判定や子どもさんの抱える課題に応じた指導業務、あるいは地域の支援システムを構築する業務などにふさわしい職種を検討する必要があるというふうに考えております。

なお、本市の発達相談センターは相談機能を設けておりますので、これをまた強く推進するという点から、おのこの専門分野の知識や技術のほか、ソーシャルワークの視点やスキルが必要不可欠ではないかとこのように考えております。

また、個々の専門職がその専門領域で提供するサービスが、全体として個々のニーズにとって

最大の効果をもたらすマネジメントの導入も必要ではないかというふうに考えております。個々の専門職の支援を統合いたしまして、全体として子どもの支援計画やその評価を行うとともに、それぞれの専門職の支援方法を客観的に判断し、より質の高いサービスに結びつけるためには、1人の子どもを複数の専門職が担当するチーム制や、担当者以外のさまざまな専門職の考えや意見を反映させるシステムなど、個々の職員の専門性が有機的につながり、高め合える仕組みを必要とするというふうに考えております。現在、これらのシステムにつきまして、さまざまな先進地の視察を行いながら検討しているところでございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの御答弁を伺いまして、私だけではなく、保護者の皆様も、まだ漠然とではございますが、本市が何を目指しているのか、またそのために何をしようとしているのか、一番ここが疑問だという声がありましたので、今回、そういう想像ができたのではないかと、そのように思っております。その想像が空想に陥ることのないように、具現化に向けて着実に推進されますことを要望しておきます。よろしく願いいたします。

続きまして、総合教育センターへの相談機能の一元化についてお伺いいたします。

質問の趣旨は、先ほどの(仮称)発達相談センター同様の内容でございます。総合教育センターは、習志野市の文教住宅都市のシンボルとして、これまでにさまざまな事業を展開してまいりました。したがって、このたびの相談機能の一元化は、これまでの反省をもとに、また、今日の動向を反映して実施されるべきものでございます。

そこで、一元化後の相談対象者やメニュー、専門性の確保など、センター活用検討委員会の協議結果を踏まえた教育委員会の見解について、御答弁よろしく願いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) はい。ただいまの小川議員のお尋ねの中の総合教育センターの相談機能一元化に伴うさまざまな相談内容であるとか、機能の充実のための見解ということでございます。

まず、相談には電話による相談、あるいは総合教育センターに来所をさせていただく個別の相談、それから学校等に訪問する相談、また巡回の相談等がございます。相談される方々の気持ちに寄り添い、その心に耳を傾け、必要に応じて専門的な機関につなげていくと、そういうことを基本的な姿勢として取り組んでまいります。

現在、総合教育センターでは、電話、個別、訪問相談の相談員及び適応指導教室の指導員として学校心理士、認定心理士、上級教育カウンセラー、カウンセリング2級の資格を持つ者、教職経験がある者も含め、6名が教育相談業務に携わっているところでございます。

さて、一元化に伴いまして人員の数、配置等の詳細につきましては、検討の段階でございますので、現在の総合教育センターの体制に加えて、指導課の特別支援教育担当の指導主事2名を加えてまいります。教育にかかわりますあらゆる相談業務の充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、相談内容につきましては、不登校やいじめ、友人関係、進路など学校生活に関することや、児童・生徒の性の悩み、あるいは情緒の不安定など心や体にかかわること、児童・生徒の指導や保護者との対応等の学校の教職員の相談にかかわること、さらに特別支援教育に関することといったしましては、発達障害、学校生活や家庭生活での悩み、就学や進路なども含めたものを考えているところでございます。

相談対象者の年齢につきましては、小学校入学に関する就学相談やさまざまな教育にかかわる相談内容を踏まえ、小学校入学前の就学前期から高校の卒業年齢あたりまでというふうに現在は考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。先ほど保健福祉部の御答弁の際にも述べさせていただきましたとおり、子の人生を大きく左右する、そういうことから相談業務には失敗が許されない。そういうことをかんがみまして、この点、地に足の着いた、また身の丈に合った施策展開をされまして、空論とならぬよう御尽力をお願いしたいと思っております。

相談業務には失敗は許されないということをおっしゃっていただきましたが、最近、新聞等でも目に触れることが多くなりました。発達障害、気がつかなくて、子どもたちが就職して働いてから気づいて、失敗を重ねて退職をしてしまうという、本当に支援の手を早くから入れていかなくてはいけないという、そういうことが問題になっております。元教師だった先生方からも、教員時代に発達障害のことをもっと知って、もっと支援をしてあげられればと後悔をしているとの言葉もたくさん声が入ってきております。そういうこともございますので、本当に教育の場がいかに大事か、そういうことをしっかりと考えていただきながら、相談業務に関しましては、子どもの人生、本当に考えていただきながら、見通しながら、全力でお願いしたい、このように思っております。

特に、人材の確保や育成につきましては、年齢が高くなるにつれて問題が複雑化することから、今もかなりのメニューをこういう相談をするということで挙げられておりました。そういうところからも、専門性の強化にはきちんとした方針を持っていただきたい。また、その上で体制を整えて進めていただくよう要望しておきます。

次に、特別支援学校の分校等の誘致についてでございますが、これまでの御努力につきまして、まずは感謝をさせていただきます。しかし、実現に結びついていないという現状がわかりました。やはり私といたしましては、設置を要望する保護者等になりかわって、この場をおかりいたしまして要望の継続を強く求めさせていただきます。

そこで、今後の要望予定、特に本年度でございますが、具体的にどのような手法を講じるのか、御答弁よろしく願いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 県立の特別支援学校の分教室、分校の開設につきまして、既に平成22年6月に千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課に対しまして、小学部、中学部の開設を要望しているところでございます。

今後、高等部の分教室の開設につきましては、今月9月27日に開催されます県の特別支援就学担当者会議、この折に特別支援教育課に対しまして要望していく予定でございます。また、今年度から千葉県のほうで取り組まれております千葉県総合計画、これは3カ年を経過した時点で検討・見直しが行なわれるということでございますので、その折にも再度要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。まずは目に見える形で取り組んでいただきたい、このように考えております。そして、結果に至るまでの過程を含めまして、保護者、また関係者などに対しまして御説明いただくことが今後の安心につながっていくかなど、また信頼を生み出す糧になると、このように考えます。ぜひその点も含めまして今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後に、人事管理と組織について、保健福祉部にお伺いいたします。

先ほどの市長答弁から、医療専門職の職種や人数を伺いまして、改めて本市のこれまで積み重ねてきた福祉や、また保健の充実に向けた施策展開を確認することができました。正直なところ、自治体としてはすごいとの評価を得るものではございましょう。しかし現実はどうなのか、せっかくの人材は活用できているのかどうか。

そこで、先ほどの市長答弁にございました機構改革について、現状の進捗状況や検討内容を御説明願います。特に、福祉事務所機能とそのほかの機能を分けるとの発想は、保健部門と、それから福祉部門を一体化して保健福祉部として施策展開をしてきたこれまでの実績を検証して、また新たな効果や効率を見出そうとするものとお察ししますので、その点を含め、御答弁よろしくお伺いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。お尋ねの保健福祉部内の組織の見直し等の状況につきましてお答えを申し上げます。

この保健福祉部内の機構の改革後の保健、介護、福祉の業務につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、基本的に高齢者福祉、介護保険、地域保健のそれぞれの法に基づきまして整理いたしまして、業務が実施できるよう集約するというものでございます。この集約によりまして、それぞれの業務を担当する医療専門職やその他の職員も、所管課のバックアップ体制のもとに資質の向上や仕事の効率化が図れ、さらに各業務が連携しやすい体制となるよう検討しているところでございます。

なお、ヘルステーションが展開してまいりました保健と介護と福祉、これを一体といたしました支援は、今後も保健福祉業務における基本的な考えとして遵守してまいりたいと、このように考えております。

なお、どのようなところまで進んでいるかというお尋ねでございますので、この見直しをいつ実施したいかということでございますけれども、平成23年4月を目標に高齢者対策の充実、保健の業務の充実、これを達成できるように、人員、事務室の配置等さまざまな課題がございますので、十分検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。御答弁をいただきまして、大変大きな機構改革である、このように受けとめました。

今、孤立傾向にある家庭の増加だとか、また深刻化する親による子どもへの児童虐待、先日も大阪市で、猛暑の中で母親に置き去りにされまして、1歳と3歳のきょうだい亡くなるという胸の痛くなる、締めつけられるような、本当に残虐なというか、痛ましい事件がございました。また、全国の15歳から39歳のうち、自宅に閉じこもってほとんど外出しない人が推計で70万人に達したと、そういう記事が、内閣府によるひきこもりの実態調査ですね、その結果が報告されておりました。また、学校現場では、子どもたちのいじめだとか不登校、また本当に大きな犯罪、さまざまな角度から問題が後を絶っておりません。また、現代病とも言ううつ病だとか心理的・精神的な問題の増加、さらには所在確認ができない、本当に驚いておりますけども、100歳以上の高齢者への対応だとか、今、命を守る対応、そういうものが本当に急務の課題として大きく行政にのしかかり、急がれていると、このように感じます。

その中で、公明党は現在、こうした今までなかった現代的リスクと申しましょうか、そういう対策、

そういうものに対する新しい福祉、そういう観点を提唱し、政府に対し具体的な対応等を急ぐよう求め、取り組みを推進しているところでございます。

今後、行政に、こうした命だとか、それから精神、心に働きかける施策展開が求められている中、私ども公明党市議団といたしましても荒木市長に対しまして、7月の初旬ではございますが、うつ病対策等を強く求める要求書を提出させていただいたところでございます。

このようなリスクの高い現代社会にありまして、先ほどの市長答弁にもございましたように、今まで以上に医療専門職の活躍の場が拡大してまいります。ここでいま一度確認しておきたいことは、時代はもう既に変わったんだということでございます。市民の健康と生活を守る行政として当たり前のごとで、私が申し上げることではございません。しかし今、時代は社会全体が、数だとか量、そういうものを競う拡大路線の時代から、人材の質だとか能力がより一層問われる、こういう時代へと移行しているということをもっともっと直視していかななくてはならないのではないかと、私は常々考え、感じております。

いつだったでしょうか、かなり前になりますが、少子化というまだ漠然とした時代であったと思えますけれども、その少子化の時代をいち早く察したある識者が、人材をこれからは育てて、人材を獲得する熾烈な競争が必ず来るよと、油断していると取り残されていく、本当に先見性の必要性というか、そういうものを語っておられたことが思い出されました。まさに昨今の経済不況とも相まって、どこの企業も団体も今、人材の獲得に真剣でございます。

習志野市の将来を、20年後の習志野を子どもたちに引き継ぐ習志野をとということで、よく言葉を見聞きますけれども、そういう将来を見据えたとき、こうした時代の変化をどう受けとめて、本市の最大の人材である医療専門職をどう活用していくのか、個人の持つ専門性を、またその能力をどう引き出して効果的に活用していくのか、ここが今後大きなキーポイントであるのではないかと。また、これからの習志野市としてしっかりしたビジョンを持って施策展開していくべきであると考えます。

ぜひ医療専門職は医療専門職として、また事務職は事務職として、各人がみずからのキャリアデザインを描いていく、そういうふうにしていく市体制にしていきたいなど。きゅうきゅうになっていて本当に何も考えられないという、そういう状態ではなくて、各人のみずからのキャリアデザインを描きつつ最大限に能力を発揮して、円滑に業務をこなせる組織を目指し御尽力いただきたい、このように考えます。

特に、ヘルスステーションにつきましては、創立から10年を経過しておりまして、検証と見直しの時期を迎えております。そのこともあって、今、機構改革を行っているということは認識しておりますが、ぜひ現場の医療専門職や事務職、そして利用する市民の声をもっと真摯に受けとめていただきまして、よりよい組織の構築に生かしていただきたい、このようにお願いいたします。

また、財政的に厳しい人員配置の中で、何といたっても人と人の励まし合いの統合、そういうものが職員のモチベーションも高めますし、やはりそういう温かい配慮というか、本当に心がけられるような、そういう組織というのがこれから大変大事だと思います。きゅうきゅうきゅうきゅう、きゅうきゅうという、そんな感じが、失礼な言い方かもしれませんが、見受けられる中で、やはり励ましたとか統合、そういう部分の中で、事務職と専門職が本当に一体化になりながら、情報を共有しながら、そういうような形でやっていけば、その1人の力を2倍にも3倍にも高めていくのではないかと私は考えます。ぜひ各人がみずからのキャリアデザインを描き、また生き生きと笑顔で従事できる。ま

た、職員が元気で笑顔であれば市民も元気になる、本当にそのように感じます。ぜひそういう組織へと改革されるよう要望いたします。

先ほどの所管部長の御答弁の中で、正直まだ確認したいことがございましたが、今回は要望にとどめさせていただきまして、時間になりました。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。